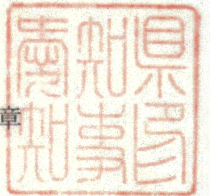


愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間の利用について適用される新城総合公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和3年1月21日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分		単位	使用料の額	承認料金		
				(単位:円)	(単位:円)		
野球場 使用料			2時間につき	1,600	1,680		
			4時間につき	3,200	3,350		
			8時間につき	4,900	5,030		
競技場 使用料	全部利用			2時間につき	1,600	1,680	
				4時間につき	3,200	3,350	
				8時間につき	4,900	5,030	
	2分の1利用			2時間につき	1,200	1,260	
				4時間につき	2,400	2,520	
				8時間につき	3,700	3,770	
庭球場 使用料			1コート2時間につき	600	630		
			1コート4時間につき	1,200	1,250		
			1コート8時間につき	1,800	1,880		
陸上競技場 使用料	陸上競技場	専用利用		4時間につき	4,900	5,030	
				8時間につき	8,800	8,900	
		一般利用	団体	50人以下のもの	4時間につき	1,400	1,470
					8時間につき	2,600	2,720
			51人以上100人以下のもの	4時間につき	3,100	3,250	
				8時間につき	5,200	5,350	
	101人以上のもの	4時間につき	4,900	5,030			
		8時間につき	8,800	8,900			
			個人	4時間につき	100	100	
	運動器具		走高跳用支柱	1日1式につき	110	110	
			棒高跳用支柱	1日1式につき	400	420	
		巻尺	1日1点につき	110	110		
弓道場 使用料	専用利用			2時間につき	1,600	1,680	
				4時間につき	3,200	3,350	
				8時間につき	4,900	5,030	
	一般利用		1人4時間につき		200	200	